

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [雇用契約と委託契約・請負契約の違い](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

雇用契約と委託契約・請負契約の違い

労務を提供するときの契約はいくつかの種類があります。一般的に会社に就職をするときは『雇用契約』または『労働契約』です。

しかし、労務を提供するときの契約には『委託契約』『委任契約』『請負契約』等もあります。これらは、それぞれ目的や労務の提供方法が違います。

「私は会社員になるつもりだった！」・・・ところが知らないうちに『事業主』としての契約をしていたなどならないように契約の種類をよく確認してから契約を結ぶことが必要です。なお、契約した種類に関わらず『契約の目的』『労務提供方法』などの実態で判断されることもあります。

労務を提供するときの種類

- ①『雇用契約』または『労働契約』
- ②『委託契約』または『委任契約』
- ③『請負契約』

◆『雇用契約』または『労働契約』

一般的に就職するという場合は、この『雇用契約』または『労働契約』となります。いわゆる普通の会社員です。

○契約の目的

⇒ 労務に服することです。

○労務提供方法

⇒ 会社の一般的指揮監督関係に入り、一定の規律に伴い『労働者』として労務を提供します。

○労働関係法規等の適用

⇒ ①賃金、労働時間、休日、休暇などについて、労働基準法、最低賃金法などが適用されます。

②仕事の原因の怪我や病氣、通勤中の怪我に対して補償する労災保険法が適用されます。

③失業したときに所得補填をする雇用保険法の被保険者となります。（原則）

④健康保険・厚生年金の被保険者になります。（原則）

○判例による『雇用契約』または『労働契約』とする判断基準

⇒ ①仕事の依頼、業務従事に対する諾否の事由がないこと。

②勤務時間・勤務場所を指定されていること。

③業務用器具の負担がないこと。

④報酬が労働自体の対償であること。

◆『委託契約』または『委任契約』

契約をした業務の処理を行います。会社員ではなく事業主です。

○契約の目的

⇒ 特定の業務の処理。

○労務提供方法

⇒ 一般的指揮監督関係に入らず『事業主』として独立して仕事を処理します。

○労働関係法規等の適用

⇒ ①労働基準法上の労働者ではありませんから労働関係の法律の適用はありません。

②健康保険・厚生年金の被保険者にはなりません。

◆『請負契約』

契約した内容の完成を目的とします。会社員ではなく事業主です。

○契約の目的

⇒ 仕事の完成を目的とします。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

○労務提供方法

⇒ 一般的に指揮監督関係に入らず『事業主』として独立して仕事を完成させます。

○労働関係法規等の適用

①労働基準法上の労働者ではありませんから労働関係の法律の適用はありません。

②健康保険・厚生年金の被保険者にはなりません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📍 サイトマップ 📍 このサイトについて 📍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.